

案件 2. (仮称) 枚方市手話言語条例の制定に向けて

①目的

本市においては、従来より手話教室などによる手話の普及啓発や手話通訳派遣等の情報保障施策等を推進してきたところであるが、改めて市民の手話への理解と普及するための取り組みを進めるとともに、聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図り、すべての市民が安心して共に生きる地域社会の実現を目指し、(仮称) 枚方市手話言語条例の制定に向け取り組むものである。

②進め方

条例の制定にあたっては、市長の附属機関として(仮称) 枚方市手話言語条例策定審議会を設置し、当事者も交え幅広いご意見をいただくとともに、庁内関係部署による議論も深めながら策定する。

* 審議会の他に、関係団体である手話サークル（8 団体）からの意見聴取会を開催予定。

③審議会の委員構成 11人

委員の構成	人数	選出団体等
学識経験者	2名	大学教授、弁護士等
当事者	2名	2団体から各1名
関係団体	3名	手話通訳協会、自立支援協議会、聴覚障害児親と子の会
地域等の団体	1名	民生委員・児童委員協議会
商工業団体	1名	商工会議所
教育機関	2名	枚方市立小中学校長会

④今後のスケジュール（予定）

令和2年6月 審議会〈第1回〉…条例策定について諮問
 7月 関係団体からの意見聴取を実施
 8月 審議会〈第2回〉
 10月 審議会〈第3回〉
 12月 市民意見聴取を実施（パブリックコメント）

令和3年1月 審議会〈第4回〉…答申
 4月 条例施行